

三重労働局発表
令和2年10月 1日

担 当	三重労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官
	久保田 洋一
	雇用環境・均等室長補佐 市村 京子
	指導係長 杉山 紀子
	電話 059-226-2318

三重労働局では

母性健康管理措置等に係る特別相談窓口を開設します

期間：令和2年10月1日～令和3年1月31日

三重労働局（局長 西田 和史）では、働く妊婦の方が気軽に相談できるよう、同局雇用環境・均等室に、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（資料1）を開設しますので、お知らせいたします。

期間中、働く妊婦の皆さまからの相談に母性健康管理措置等に係る専門の相談員が対応いたします。

相談は無料、電話・来室にて承ります。

また、同措置により休業した妊婦の労働者に対し賃金を一定額以上補償した場合の、事業主に対する助成金（資料2）も設けられており、事業主からのお問合せも受け付けております。

（参考）今般の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、令和3年1月31日までの期間限定で適用されているところです（別添参考）。

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

<資料1> リーフレット「働く妊婦の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は『母性健康管理措置等に係る特別相談窓口』にご相談ください！」

<資料2> リーフレット「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」

<別添参考> 母性健康管理措置について